令和３年度

事　業　計　画

社会福祉法人　みやこ老人ホーム

養護老人ホーム　みやこの苑
特別養護老人ホーム　みやこの苑
ユニット型特別養護老人ホーム　みやこの苑
みやこの苑　グループホーム
みやこの苑　デイサービスセンター
みやこの苑　おまかせセンター
長峡高齢者相談支援センター

令和３年度事業計画目次

1.社会福祉法人みやこ老人ホーム事業計画　1～2

2.養護事業計画　3

3.特養事業計画　4

4.ユニット型特養事業計画　5

5.グループホーム事業計画　6

6.デイサービスセンター事業計画　7

7.おまかせセンター事業計画　8

8.長峡高齢者相談支援センター事業計画　9

9.看護事業計画　10

10.機能回復訓練事業計画　11

11.給食事業計画　12

12.安全衛生委員会事業計画　13~14

13.防火配置及び火災時役割分担表　15

令和3年度　社会福祉法人みやこ老人ホーム事業計画

1.基本方針

社会福祉法人制度改革が進んでいくなか、私達、老人福祉施設を管理運営する者としては、社会福祉施設としての目的及びその使命を更に自覚して、これまでにも増して様々な経営責任を明確にすることが求められています。

その為には、福祉サービスの質の向上はもとより、経営基盤の安定と事業経営の透明性の確保、人材確保と育成等といった課題があります。一方において、地方主権のもとに、それまでの省令から条例へと、私達を取り巻く環境も大きく変化しました。

また、国策として推進する地域包括ケアシステムの具体的な構築システムが示されましたが、地域における福祉の中核的な担い手として、今後の多様な福祉ニーズに応えるべく、私達が行う事業の一層の多様化と多角化を図っていくことも否定できない状況にあります。

さらに、地域の老人福祉施設数の増加に伴うサービス利用者の確保や介護職等の確保も困難な状況を極める時代となってきています。また、社会福祉法人のあり方が問われ、社会福祉法人の運営の透明性と地域における公益的な取組といった制度改革も実施されました。

このように施設経営環境が変化していく中で、私達、老人福祉施設は、これまで培ってきた専門性と社会福祉事業という高い公共性を堅持しながら、施設の今日的な意義･役割を踏まえ、地域におけるセーフティネットとしての機能を積極的に実践していかなければならないものと確信しています。

法人としては、行政機関や地域との連携を密接に取りながら以下の事業に取り組みます。

2.運営方針

基本方針の下にこれからの介護福祉の確かな歩みに向けて、施設運営を次のような方針で行っていきます。

1.利用者の尊厳を守り、人生の先輩として、誠実な対応に心がけます。
2.利用者が安全で安心して生活が送れるように、清潔で快適な住環境の整備とプライバシーの保持に努め、共同生活の中であっても個人の時間は大切にします。
3.自由な生活を実現するため、利用者個人が希望することは可能な限り援助します。
4.家庭でのぬくもりを、施設内でも実現するようお互いに協力し合い、みんなで過ごす時間を大切にし、生活をより家庭に近づけていきます。
5.利用者との対話を大切にし、利用者が生きがいをもち主体的に生きることが個人の自立ととらえ、個別の状態に応じた援助をします。
6.利用者がいつまでも健康な生活が送れるように、食生活の充実と健康を守る取り組みを進めます。

要介護者(要介護3～5)に対し、施設において「介護サービス計画」に基づき、ユニット単位で入浴･排泄･食事等、日常生活全般にわたって介護サービスを提供するとともに、機能訓練･健康管理を

行います。

4.グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

要介護者(要支援2及び要介護1～5)で軽度の認知症の状態にある高齢者に対して、家庭的な環境の中で共同生活が送れるように努め、日常生活全般にわたる援助を「介護サービス計画」に基づいて行います。また、高齢者に残された生活能力が引き出されるような援助を行います。

【在宅サービス部門】

1.ショートステイ(短期入所生活介護)

介護者が居宅において、一時的に介護ができなくなった場合等、要支援・要介護者に短期間施設に入所していただき、「介護サービス計画」に基づき、入浴・排泄・食事等の日常生活上の介護サービスを提供します。

2.デイサービスセンター(通所介護)

「要介護者等の健康と生きがい作りを応援します」をモットーに、おいしい食事、快適な入浴、心身機能維持や健康増進のための楽しめるレクリエーションをとおして社会的孤立感を解消し新たな目的の発見につながるよう、また、介護予防には適切な機能訓練等を行い、家族の介護を少しでも軽減できるよう日帰りの施設サービスを提供します。

3.老人介護センター(在宅介護支援センター)

介護給付対象外の高齢者に対して、要介護を予防するために市町村が提供するサービスや、インフォーマルなサービス紹介等をし、また、地域での生活を支援するための総合相談を行っていきます。

4.おまかせセンター(居宅介護支援事業・公益事業)

・要介護認定希望者に対して各保険者に申請書類提出代行をしていきます。

・ケアマネジャーは、要介護者等及び介護者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境、また、要介護状態区分を考慮して、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整等を行い、ケアプランを作成します。

【行橋市委託事業】

1.長峡高齢者相談支援センター

地域の高齢者等の心身の健康保持および生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

【会議・研修の開催】

1.職員会議・各委員会処遇会議・行事会議

2.毎月研修会・事例会議

令和3年度　養護老人ホーム事業計画

【重点目標】

利用者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設であることを明確化し、利用者の生活支援ニーズに十分な対応が

できるようソーシャルワーク機能の強化を図ります。

地域に戻って自立した生活を支援する施設、地域において社会的な援護を要するその他の高齢者に対しても必要な支援を行う地域福祉の拠点となるよう努めます。

また、要介護・要支援の利用者の生活を支援するケアマネジメント体制を確立します。

【運営方針】

1. 利用者がその人らしい尊厳を持って暮らせるように支援します。
2. 利用者がその人らしい生活を自分の意思で送ることができるよう、支援を目指します。
3. 要介護状態になっても、安心して暮らすことのできる体制づくりをします。

【援助の方針】

「相談部門」

1. 施設の現状について職員間での情報の共有を図る。
2. 利用者・身元引受人との相談業務を適切に行う。
3. 職員の資質向上。利用者が適切な環境で生活できるよう取り組みを行う。

「介護部門」

1. 集団生活する中、利用者同士が思いやりや助け合いすることで、人のつながりや、社会性を持ち続けるよう支援を図る。
2. 年間行事・レクリエーションを通じ、季節感を肌に感じ、苑外行事参加の機会の提供を図る。
3. 毎日、午前と、午後の２回の「ラジオ体操」参加、午後の「歩け歩け運動」や、DVDによる体操を通し、健康の増進や維持を図る。

「看護部門」

1. 利用者の日々の生活に寄り添い、健康観察の強化と体調管理の徹底を図る。
2. 嘱託医・他医療機関と、連携を図り利用者の健康管理を行う。

「栄養部門」

1. 食事形態を見直し、嚥下・摂食機能に合わせた食事の検討を行う。
2. 利用者の食事形態・食事姿勢・介助方法等を検討することで、健康維持・誤嚥性肺炎の予防に努める。

令年3度　特別養護老人ホーム事業計画

【 重点目標 】

今般、高齢者介護において利用者の生活スタイルの多様化・ニーズの増大、認知症罹患者の増加など、高齢者をとりまく環境は複雑化し、重度の要介護者を支える当施設の職員は、より高度な技術や知識、対応力が求められており、利用者一人ひとりに質の高いサービスを提供するために、介護従事者の教育・育成はもちろんのこと他職種との連携に重点を置いて業務に取り組みます。

また、地域に開かれた施設として地域に出向き、地域の方々が立ち寄りやすい環境を作り、利用者が施設に入所しても地域や家族とともに日々の生活が穏やかで安全・安心に、その方らしい生活を実現することを重点目標と致します。

【 運営計画 】

1.利用者及び家族の要望に応じたサービスが提供できるようなケアプランを作成し、介護･相談及び援助、機能訓練･健康管理等、利用者が自立した安全な生活が送れるよう援助します。

2.技術や理論･経験も大切ですが、笑顔･言葉使い･やさしさ･明るさ･暖かさがこれからのサービス競合下の施設でもっとも必要になってくると思われます。今一度、福祉の原点に戻り笑顔で高齢者を支援したいと思います。

3.地域とのつながりを大切にします。みやこの苑は、地域の中で地域に助けられながら運営できていることを理解し、地域に根ざした施設運営に取り組んで参ります。

4.みやこの苑では、原則身体拘束のない介護の提供を行います。また、ご本人･ご家族の要望に基づくケースであっても経過観察を踏まえた情報交換の場を設け、専門的な立場から意見を求め、身体拘束廃止に向けた取り組みを推進します。

5.ショートステイ利用者も要介護度の高い方や家族ニーズの高い方が増えてきております。そのような方へは十分な情報収集が必要であり、連絡･報告がおろそかにならないよう、受け入れ態勢の整備の確立に加え、その居宅での生活を鑑みた施設での生活援助を心がけ実施して取り組んで参ります。

6.余暇活動の充実を図り、潤いのある日常生活の提供を行います。余暇活動での楽しく生きる喜びをもたらす効果に着目し、積極的な実施に努めます。花見や季節ごとの各種行事･日々のレクリエーションや屋外での草花の園芸などを行い、四季を肌で感じて頂くよう援助します。

7.看取り介護の充実を図り、利用者の尊厳を大切にします。近い将来に死に至ることが予見される方に対して、その身体的･精神的苦痛や苦悩をできるだけ緩和し、死を安心して迎えられる環境を提供し安心して終末期を過ごせるよう援助していきます。

8.施設サービス評価については、利用者･家族･地域等一般の方からのサービスやその他に関する意見や苦情、意見箱の設置に伴い、幅広い意見をいただき介護の質の追求･サービスのあり方･介護に対する認識を深めて永続的なサービスの実現･施設運営に生かしていきます。

9.科学的介護の推進を図ります。今年度より厚生労働省が進める科学的介護をいち早く導入し、利用者 ADL の改善･自立の促進に向けた効果的な介護を推進していきます。

令和 3 年度　ユニット型特別養護老人ホームみやこの苑　事業計画

【 重点目標 】

介護報酬改定など、感染症や災害等地域と連携した対応、業務継続に向けた取組の推進、自立支援重度化防止の推進等、質の評価やデーター活用を行いながら質の高いサービス提供に努めます。

【基本理念】～笑顔で始まる毎日を～

1.　高齢者の人権の尊重

すべての利用者の方々の人格と生命の尊重が守られ、自立（自律）、自助の意欲を喪失することなく、ふれあい・思いやり・笑顔・癒しを合言葉に豊かでやすらぎのある生活の中で、常に安全を心掛け、笑顔を絶やさず健康で明るく楽しくそして安心感を持って快適な生活を送っていただける施設をめざします。

2.　生活者の視点の重視

職員は常に利用者の方々に対して人生の先輩として尊敬の念を持ち、一人一人の性格やその人の身につけてきた生活習慣を大切にした支援を心掛けます。また、常に利用者の満足を念頭に置き、自己啓発と相互研鑽に励み、人間性と専門性を高めることに努めます。

3.　地域社会の一員であることの重視

地域福祉の拠点として、在宅利用の方々の心身の健康づくりを中心に、地域社会の要請に応え、ま

た、地域の人々との交流をとおして施設を理解していただき、常に連携をとりながら心のかよいあう明るい施設運営に努めます。

【運営方針】

笑顔で暮らせるために、一人一人の人格や意志を尊重し、暖かい空間で家庭的な雰囲気の中で共に暮らし、生きることを大切に、心地よい環境づくりを心がけます。

【事業計画】

1．利用者がくつろげる空間になるよう居室、リビングのしつらえを工夫する。
2．利用者に合わせゆったりした入浴ができるようにする。また入浴の介助技術を向上させ個人浴槽利用者の促進に努める。
3．排泄リズムをつかみ利用者の状況に応じて排泄ケア方法を検討しADLの向上につなげる。
4．認知症高齢者の中核症状、周辺症状をよく理解したうえでアセスメントを行い潜在的な能力を引き出せるようなケアプランを作成する。
5．終末期を充実したものにする為、本人・家族の希望をもとに他職種協働によりケアプラン（ターミナルケアプラン）を作成する。
6．歯科医師・歯科衛生士の指導および研修を通じて正しい口腔ケアの方法を習得し、安全かつ適切な咀嚼・嚥下力の低下した利用者へ個々にあった食事形態を検討する。
7．褥瘡に関する基礎的知識および情報を共有化し、他職種協働で発生予防褥瘡ケアに努める。
8．高齢者虐待に関する知識を理解し、防止策、対応策を考え利用者の生命・健康・生活が損なわれないように努める。

令和3年度　グループホーム事業計画

【重点目標】

1.利用者やご家族のニーズに添ったより良いサービスを提供していくためにサービスの質の向上への取り組みを継続して行い、利用者や家族との関係、地域との交流をさらに深めていく。
2.利用者の確保、また加算体制を維持するなど収入の安定を図り、職員待遇を改善し、人材の確保と定着を図るように努める。
3.職員のスキルアップやリーダーの育成に力を注ぎ、働きやすい職場環境や働きがいのある職場づくりに取り組んでいく。

【基本理念】

1.地域の中でその人らしく暮らせるようにその日その時を大切にします。(個別性･自立支援)
2.いつも笑顔でやさしい気持ちで介護します。(受容･共感)
3.人生の先輩として敬い、その人のあり様を尊重します。(尊厳の保持)

【運営方針】

1,利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。
2,運営推進会議を開催し、地域住民に対して活動報告をするとともに必要な要望、助言を聞き、地域との交

流がはかられるように努めます。

3.施設見学やボランティアの受け入れなど、開かれた施設づくりに心がけます。

4.行橋市及び近隣の市町村と連携して認知症高齢者の実態を把握し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善をします。

5.行橋市及び近隣の市町村の、居宅支援事業者や包括支援センター等から認知症高齢者の実態を把握し、利用者確保の検討をします。

6.グループホーム評価事業の評価項目内容に沿ったものになっているか点検し、改善に努めます。

7.事業が継続できる安定した収入確保に努めます。

令和3年度　デイサービスセンター事業計画

【重点目標】

介護報酬改定など、介護従事者の人材確保、処遇改善、質の高いサービスの確保等々、更なる向上が叫ばれており、デイサービスに於いても、効率的かつ適正なサービスの提供、内容、方法等の見直しを行い、高品質のサービス提供に努めます。

【基本理念】

人を大切にする運営―　歩みよる人にやすらぎを　去り行く人にしあわせを

361 日のデイサービスで安心と安らぎをご提供　―

1.安全性(いつアクシデントが起こるかわからないという認識を持って)

2.親しみのある礼儀正しさ(大切な人への心遣い)

3.毎日が初日(いつも初心を忘れずに)

4.効率(利用者が、できるだけスムーズにサービスを利用していただくための効率性)

5.おもてなしの心(地域の皆さんから求め愛されるデイサービス)

【運営計画】

1.介護予防の確立を中心に運動器機能向上等、利用者個々のケアプランに沿ったサービスを提供し、実施状況の把握、評価、記録を行います。また、生活機能の維持･向上を積極的に図り、要介護状態の予防･重度化の予防、改善により、利用者本人の能力を引き出すよう、支援を行い、利用者のより良い生活環境を作るよう努めます。

2.利用者が安全に安心して介護サービスを受けることが出来るように、事故ゼロに向け、安全な介護サービスの提供と職員の意識改革と資質の向上に努め、看護、介護職の研修の充実を図ります。

3. デイサービスの各種行事を通して利用者と職員、利用者同士の心のふれあい、言葉を大切にし、効果的なプログラムを作成し、自分自身の存在感や喜び楽しみが見いだせるよう援助します。

【オープンデイサービス事業】

デイサービスを公開し、もっと知っていただこうという取組みです。

【ふれあい家族会】

介護の悩み、勉強会、希望、要望等意見交換を行い、家族に満足していただけるサービスめざして行く事が目的です。

【ボランティア受け入れ】

地域ボランティアを積極的に受け入れ開かれたデイサービスを実現します。

【一日無料体験】

ご希望の方に無料で一日体験を行います。また、ご家族やご興味のある方のご見学もお受けします。

令和3年度　みやこの苑おまかせセンター事業計画

「介護保険事業の中枢機関として～居宅サービス計画（ケアプラン）作成機関の役割」

【重点目標】

養護老人ホームみやこの苑の入所者を含む在宅の要介護プランを各事業所と連携して作成します。又利用者の自立支援の立場に立った支援計画を心がけて適切なマネジメントを提供して『より親切、優しく丁寧に』をモットーに適正なマネジメントが出来るように利用者を援助致します。

【運営計画】

（要介護認定申請書の代行手続きについて）

・要介護認定希望者に対して各保険者に申請書類提出代行を行います。

・ケアマネジャーは、要介護者等及び介護者からの相談に応じ、要援護者等がサービスを適切に利用できるよう、種類、内容などの計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう関係機関とサービス担当者会議開催や連絡調整を行います。

（福祉用具購入、貸与・住宅改修について）

・指定事業者、サービス提供事業者との連携や情報収集に努め、家族や要介護者の要望に応えるようにします。

・介護保険の給付対象となる事業について各申請書類を保険者に提出します。

（認知症及び独居者の安全対策）

・日常の生活に支障を来すおそれのある症状や行動が見られることから介護を必要とする利用者や、独居の利用者に対して安全に生活できるように居宅介護支援を行います。

（介護保険施設、及び医療施設との連携について）

・入所、入院希望の要介護者に対し、適切な情報を提供します。

・緊急事態対応のため施設や医療機関と連携を保ちます。

（サービス利用者からの苦情処理について）

・指定居宅介護支援事業者の担当者はサービスの満足度やサービスの適正化を正しく評価した上で、サービス利用者から事情を聞き、苦情の処理に努めます。

・ヒヤリハット、事故報告に基づいて居宅支援事業者のリスクマネジメントの改善に努めます。

（質の向上と専門性について）

・ケアマネジャーとしての専門性を向上させるため研修には積極的に参加し、地域での信頼と信用の確保に努めます。

（個人情報の取り扱いについて）

・個人のケース台帳やデーターに関する物に対しては、施錠やパスワードによって外部に漏洩しないように管理し、個人情報が記載されている不要になった帳票関係等はペーパーシュレッダで処理致します。

令和3年度　長峡高齢者相談支援センター事業計画

1．意義・目的

地域の高齢者等の心身の健康保持および生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

2．実施する業務

（1）　包括的支援部門

包括的支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症実施推進事業、生活支援体制整備事業

（2）　介護予防支援部門

第１号介護予防支援業務、指定介護予防支援業務

3．担当地域

長峡中学校区（椿市小学校区、延永小学校区）

4．業務内容

（1）　包括的支援業務

①　総合相談支援業務（一次予防事業対象者の支援）

実態把握・総合相談・地域におけるネットワーク構築

②　権利擁護業務

成年後見制度の活用促進、老人福施設等への措置支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害防止

③　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的なケア体制の構築、介護支援専門員に対する支援

④　介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・日常生活支援総合事業において、居宅要支援被保険者及び基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

⑤　包括的支援事業の機能強化に関する業務

医療・介護連携施策の推進、認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備、他職種協働による地域包括ネットワークの構築指定介護予防支援業務

（2）指定介護予防支援業務

予防給付および第 1 号介護予防支援業務、介護予防支援業務の委託、事業計画と評価・運営推進会議の実施

(3) 地域包括支援ネットワーク、地域ケア会議の実施、地域包括支援センターの事業計画と評価・運営推進会議の実施、その他業務(各専門職の連携・運営協議会に関する業務月例報告説明、その他会合・会議・研修)

5. 実績報告

業務に係る実績は市の定める様式により業務実施月の翌月 15 日までに市に報告する。

6. 法令などの遵守

高齢者相談支援センターを運営するにあたり、法令のほか関係法規を遵守する。

7. 秘密の保持

個人情報の取り扱いにつき、関係法規、市条例などを遵守し、厳重に取り扱うと共にその紛失、漏えいがないように十分配慮する。

8. 公平・中立性

運営にあたり、正当な理由なく事業者・団体・個人を有利に扱う事がないよう十分配慮する。

令和3年度　看護事業計画

【重点目標】

・ご利用者及び職員の健康管理・状態把握、

・新型コロナを含め感染症の発症予防と蔓延防止対策、BPC の作成

・医師及び安全衛生委員会との連携による、職員のメンタルヘルスケアに努める

【運営計画】

1.　疾病の早期発見と日常の健康管理

① ご利用者の状態把握:VS 測定、健康診断等の実施と毎日の観察

② 体重測定・栄養管理:月 1 回の体重測定・各職種との連携にて個別的な対応管理

③ 食事、水分摂取及び排泄状況を把握しアセスメントと適切な対応

④ 口腔衛生:口腔アセスメントと歯科医師、衛生士との連携をとる。

⑤ 医療機関との連携:各医療機関や嘱託医等への報告、調整を密に行う。

2. 褥瘡の対策

・アセスメントツールを使用し、ハイリスク者の洗い出しと予防策の検討

・褥瘡発生時は、医師等各職種と連携し、治療の実践と記録、モニタリングを行う。

3. 感染症等の予防対策

・標準予防策の実践と、来苑者に対しての対策方法の周知及び職員研修の実施

・希望者にはインフルエンザや肺炎球菌等の予防接種を嘱託医と協力し実施する。

4. 夜間緊急時の対応

・各部署別々の看護職のオンコール体制と介護職への周知

・救急情報提供シートを整備し、救急搬送時の対応をする。

5. 医療安全管理体制の強化

・医療事故、インシデント等、事実関係の把握と対応策への取り組み。

・誤薬防止への体制の強化、STAFF への指導を行い安全管理に対しての研修の実施。

・医療器具の整備、点検を行い医療事故の予防に努める。

6. 職員の健康管理

・法令に基づいた健康診断の実施と異常者への指導・相談及び再検査を促す。

7. ショートステイご利用者に対する対応

・ショート利用者の情報収集と、情報の漏洩が起きないようにする。

・在苑中の状態を家庭介護者に報告し退所後の介護につなげる。

8. 看取り介護

・ご家族様の意向に添った看取り介護を行える様に努める。

・年1回の看取り研修の実施し STAFF のスキルアップをはかる。

9. メンタルヘルスケア

・安全衛生委員会と協力し年1回ストレスチェックの実施と分析

・高ストレス者へのアフターフォローと医師面接調整、部署別の結果報告。

・ご利用者及び職員の健康管理・状態把握、感染症の発症予防と蔓延防止対策。

・医師及び安全衛生委員会との連携による、職員のメンタルヘルスケアに努める。

令和3年度　機能訓練事業計画

【重点目標】

ICF の理念に基づき、各ご利用者の生活機能と障害(心身状況・身体構造、活動・参加)、背景因子(環境因子・個人因子)を理解する。また、ご利用者の生きがいを支援する為、意見交換を行い QOL(人生の質)向上を目指すと共に自立支援を援助する。職員の腰痛予防に取り組む。

【運営計画】

① 心身状況・身体構造

ⅰ. 身体面へのアプローチ

機能訓練を通じて、生活に必要な筋力・関節可動域・心肺機能の低下を予防すると共に、それらの維持向上を支援する。

ⅱ. 心理面へのアプローチ

心身の機能低下により生じる意欲低下や不安を和らげ、精神活動の活性化を図り、心理的な安定を支援する。また、『できる』ADL を評価し、やりがいの支援も行う。

② 活動・参加

ⅰ. ADL 面へのアプローチ

ADL に必要な動作を、各ご利用者に適した方法で指導し、活動低下を予防すると共に活動量の向上を支援する。

ⅱ. 生きがいへのアプローチ

ご利用者の生活環境や経験を活かした趣味活動及び、自己表現の機会を設定する事により、生きがいの再獲得及び QOL 向上を支援する。

【具体的内容】

① 健康管理・リスク管理

ご利用者の体調管理や健康状態をはじめ、症状や障害の経過観察を行い、状態に応じて機能訓練の実施や助言・指導を行う。

② 個別評価・目標設定

ご利用者の状態を評価しニーズを把握する。その上で、ご利用者毎の目標を設定する。

③ 個別訓練

上記に記載した目標設定後、ご利用者毎に必要と思われる訓練を実施し目標達成を支援する。

④ グループ訓練(レクリエーション)

主に、レクリエーションやグループワーク、音楽活動、ショッピング等を行う。

⑤ 生活環境の調整

個々の状態にあった生活援助用具や自助具、装具の検討を行ない、より多くの『できる』ADL を増やせるよう支援する。また、それらの物品の正しい使用法を指導する。

【腰痛予防の取り組み】

① ノーリフティングケアに取り組む。

令和３年度　給食事業計画

【重点目標】

1．年齢・性別・身体状況から算出された食事摂取基準を満たす献立になるように、利用者の生活習慣等の改善に努める。

2．利用者の栄養や食事に配慮することで心身状態の安定を図り、低栄養を防ぐための個別ケアを行います。

3．約束食事箋を見直す事で、個々の状況に合わせた食形態の選択。

4．給食における栄養・食事管理を行うことで、より良い食事の提供を目指す。

5．食事摂取基準の変更に伴い、栄養量の改善を図る。

【運営計画】

1．利用者に安全でおいしく食べていただくため、ソフト食を導入し摂食、嚥下障害の方に適した食事形態の工夫を行う。

2．看護師・介護職と情報交換を密にし、低栄養状態の予防・改善を図るため栄養ケア計画書を作成し、定期的に評価、見直しを行うことにより栄養ケアマネジメントを実施し食事サービスの向上につなげる。

3．疾患のある利用者の方には、病態に応じた治療食の提供をする。また、摂取量が低下している利用者には栄養補助食品を取り入れる。

4．給食の年間行事計画書に添って、季節感のある献立や利用者の嗜好に配慮したものにする。

5．適時適温給食を実施する。

6．調理従事者の健康管理。

7．調理従事者の衛生管理として感染症対応(食中毒)マニュアルに基づき食中毒防止に努める。

8．調理従事者の衛生管理として毎月の細菌検査とノロウイルスの検査を

11、１、3 月の年３回行う。

9．感染症予防対策として、ヤクルト・Ca 補給にジョアを提供する。

【災害安全対策】

自然災害等により、食事の提供が困難になったときの非常用食品として、ミネラルウォーター（飲料水)、マジックライス、レトルト食品(粥を含む)、缶詰、インスタントスープ、食材食器として使い捨ての器、調理器具･機材の確保とし

て、鍋、ガスボンベ、コンロ（朝顔）、カセットフゥー等の調理器具類を購入し整備備蓄を行います。

令和　３　年（度）　安全衛生管理年間計画

社会福祉法人みやこ老人ホーム　　（事業場名；　みやこの苑　　）

基本方針		職場内のリスクを低減すると共に、職員全員が安全で健康に働き続けることができる、快適な職場環境作りを積極的に推進する。
年間目標		【安全】労働災害の撲滅（ゼロ災害：休業災害ゼロ・不休災害ゼロ） 【衛生】心身の健康保持増進体制の整備（ｽﾄﾚｽﾁｪｯｸ・ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽｹｱ対策） 【スローガン】高めよう　一人一人の安全意識
重点実施事項		1　全員へ、安全衛生活動の周知徹底を図る ポスター等を活用し掲示するなどで視覚効果にも訴える 2　安全衛生活動の充実を図る KY活動を日常的に定着させる アクシデント・インシデントの事例を研鑽し活用する 3　リスクアセスメントを実施する 作業手順書を作成し、リスクの大きさを見積もり除去・低減のための検討とその措置（対策）を講じる 4　健康管理の推進 健康診断、ストレスチェックの結果に基づいた医師による健康指導を行う 5　送迎車始業前点検の徹底 6　新型コロナウイルス感染症対策 就業前及び就業中の検温等による体調管理、マスク着用、換気、消毒の徹底等チェックリストを作成し管理する。
定例実施	会議	安全衛生委員会（毎月第2月曜日）
	点検	送迎車輌の自主点検（毎月初旬）
	パトロール	安全委員による職場パトロール（毎月第2月曜日）

	清　　掃	作業場所、機械・設備周りの清掃（毎作業終了時）					
	測　　定						
	健康診断	定期健康診断（年1回／6ヶ月に1回）					
毎日実施		5S運動、ラジオ体操					
随時実施		アクシデント・インシデント事例の収集					
資格取得計画		安全運転管理者講習	2名		名		名
		安全衛生推進者講習	2名				
設備の改善		危険箇所の見直し、表示					

（続紙）

月別実施事項							
月	行事／月間強化事項	安全管理		労働衛生管理		管理体制・教育	
4	春の全国交通安全運動 (4/6～4/15)	通勤等の交通事故防止徹底 消防設備自主点検		雇い入れ時健康診断		雇い入れ時・配置転換時教育	
5		震災対応訓練		特殊健康診断 ストレスチェック実施		衛生管理者研修	
6	全国安全週間準備期間	リスクアセスメント実施				第一種衛生管理者試験	
7	全国安全週間（7/1～7/7）	消防設備自主点検 経営トップ巡視				安全運転管理者講習	
8		消防設備総合点検				腰痛予防教育	
9	全国労働衛生週間準備期間					交通安全教育	
10	全国労働衛生週間　(10 /1～10/7) 秋の全国交通安全運動						
11		火災避難訓練		定期健康診断 特殊健康診断		感染症対策研修 消火器使用訓練	

12	年末・年始無災害運動 (12/15～)	リスクアセスメント実施		定期健康診断			
1	年末・年始無災害運動(～1/15)	消防設備自主点検 危険箇所摘出		産業医による健康相談		感染症対策研修	
2						腰痛予防教育	
3		新年度年間計画作成		新年度年間計画作成		交通安全教育	

みやこの苑　防火配置及び火災時役割分担表

令和　3年　4月　1日　～

	配置場所及び役割分担	職員及び入所者の氏名					
防火配置（職員）	1　全　館	施設長	宮崎　優				
	2　管理棟	副施設長	定村　政幸				
	3　養護全棟	相談員	高辻　安民				
	4　特養全棟	相談員	大江　謙一				
	5　ユニット棟	相談員	篠原　浩二				
	6　デイサービス	相談員	野口　康弘				
	7　医務室	看護師長	門田　光夫				
	8　本館リハビリ室	機能訓練指導員	磯部　圭秀				
	9　ユニットリハビリ室	機能訓練指導員	山崎　信三				
	10　厨房	栄養部主任	田中　篤子				
	11　機械室・北側倉庫	主任相談員	内田　政則				
	12　洗濯室・リネン室	介護主任	城戸　祐子				
	13　グループホーム	主任	田原　由美子				
	14　おまかせセンター	介護支援専門員	林　明子				
	15　長峡包括センター	センター長	片本　哲匡				
火災時の役割分担（職員）	1　総指揮	理事長	金田　博和				
	指揮代行	施設長	宮崎　優				
	2　現場指揮	特養相談員	八木田　昌弘				
	現場指揮	養護相談員	高辻　安民				
	現場指揮	ユニット相談員	篠原　浩二				
	現場指揮	デイ相談員	野口　康弘				
	現場指揮	グループ主任	田原　由美子				
	3　避難誘導係	本館事務所	高辻　美紀				
		ユニット事務	武田　葵				
		養　護	岡田　大聖	上田　リカ	鈴木　則子		
		特　養	吉永　小百合	中村　有美子	西川　真哉	原　健太	世良田　初美
			山本　直美	岡阪　由利子	水谷　詩菜	西川　麻衣	大迫　綾香
			中地　綾	大河内　直人	川本　虹太郎	前田　啓文	進　健一郎
			原　香菜子	崔田　紗智	中原　麻美	野田　美佐子	山本　美咲
			島田　まどか	定村　羽蘭	池本　彩	阿部　伊久子	磯部　圭秀
		ユニット特養	久富　康吉	横島　直美	黒川　純子	岡元　智恵	野田　諒太
			山方　太郎	藤井　由香	椎野　寿一	田中　俊輔	梅木　友美
			兎洞　由美子	岩崎　愛衣子	泉　幸太郎	堤　洋子	竹下　真之
			中島　紀子	岡本　祐希	吉原　幸子	新谷　幸子	山崎　信三
		デ　イ	木村　利香	吉岡　智子	森北　知世美	中野　明日香	桐野　正美
			早野えり子	荒尾　泰子	田中　眞由美		
		グループ	清水　佳織	福元　由希子	牧野　幸子	山口　みつよ	定村　玲子
		厨　房	長田　和紀	平川　ますみ	田中　紀江	石丸　恵美	奥　柾廣
			出井　七夏海	香月　愉子	堤　亜伊	田嶋　薫	杉下　富美子
		おまかせ	長坂　チエリ				
		長峡包括	長野　雅聡	橋爪　一子	寺崎　由美	橋本　真美	福島　寿恵
			鳥井田　絵理				
	4　消火器係	事務所	中上　智美	徳永　美和	義経　桂		
		養護	永井　崇	久保　敏洋			
		特養	大河内　直人	川本　虹太郎			
		ユニット特養	坂東　忍	来住　大			
		デイ	木村　将史	島本　直美			
		グループ	浅田　佳枝	牧野　幸子			
		厨房	田中　篤子	西　一樹			
	5　救護班	医務室	増田　利恵	大谷　宏美	横田　陽子	木下　さゆり	向野　直子
			永井　みゆき	中島　順子	原田　さつき	上田　理沙	渡辺　春美
	6　非常持ち出し	事務所	平井　美恵子				
		養護	浅冨　由美子				
		養護医務室	永井　みゆき				
		特養	城戸　祐子				
		特養医務室	門田　光夫				
		ユニット	堀　勇二				
		ユニット医務室	中島　順子				
		デイ	笹原　幸恵				
		グループ	田原　由美子				
	連絡通報係	副施設長	定村　政幸				
	管理宿直	猪本　照雄	川口　勝美	福士　祐輔			
	育児休業						

① 5～9の係は、現場指揮に従って当日の役割につく。
② 連絡通報係は、出火場所の確認、本部への状況の報告をする。
③ 排煙窓は、避難誘導係が開く。
④ LPGの元栓は主任が確認する。
⑤ 夜間は管理宿直の指揮で役割につく。
⑥ 現場指揮は総指揮の指示で行動する。相談員不在の時は総指揮が指名する。